

水変・火変分離について

平成 27 年 10 月
四国電力株式会社

1. 水変・火変分離

- 水力・火力発電所構内にある送配電機能を有する設備のうち、発電の有無に関係なく託送供給に必要な設備（直配設備※等）を送配電設備に整理し、当該設備に係る費用（減価償却費・事業報酬）を託送料金原価に算入しました。（対現行：+4億円、+0.02円/kWh）

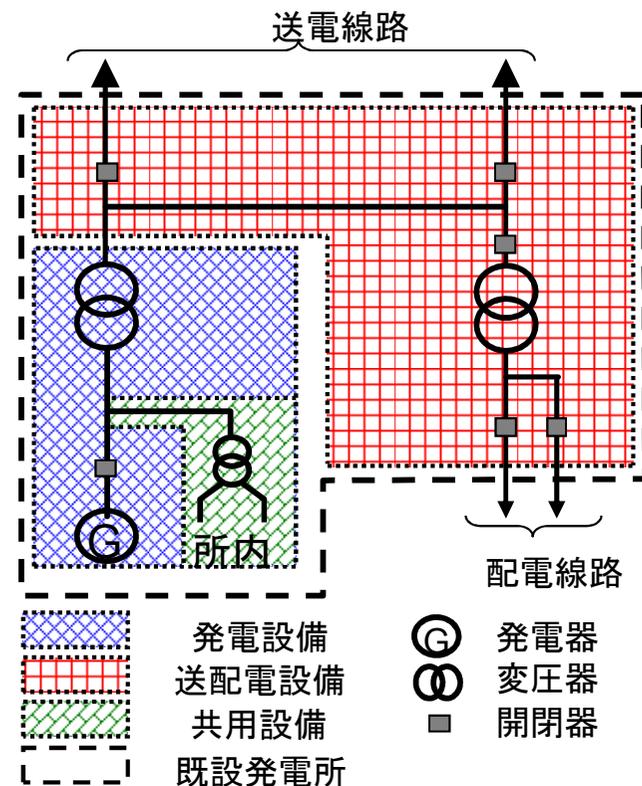
※需要家に対して、発電所から変電所を介さず配電線路を用いて直接供給するための設備

- 該当設備が存在する発電所は、水力発電所：36箇所、火力発電所：3箇所となります。

【水変・火変分離の基本的な考え方】

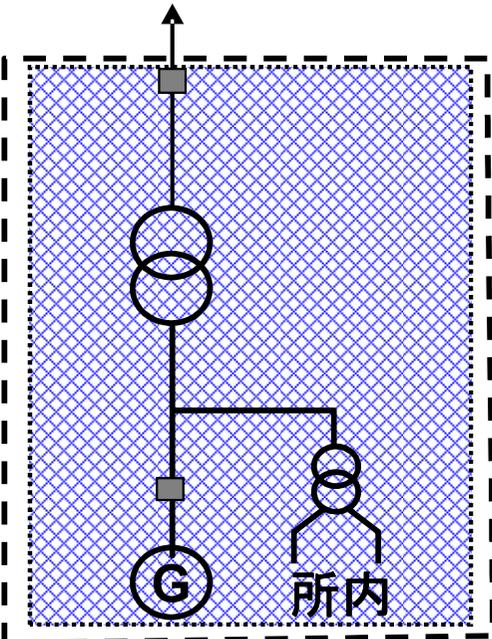
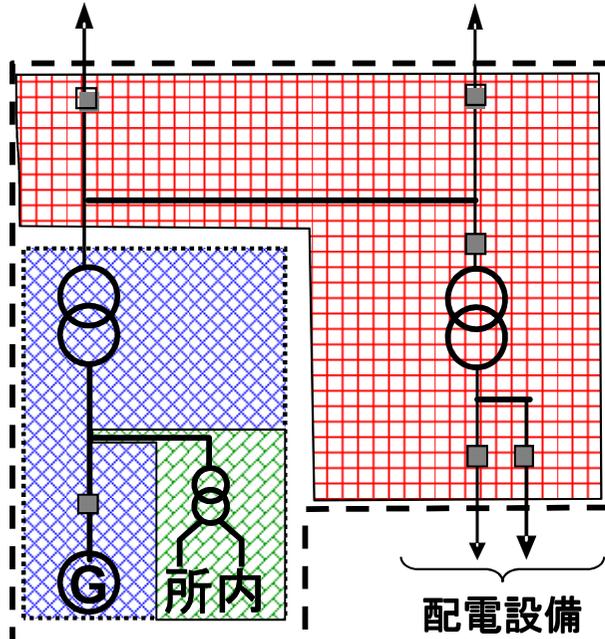
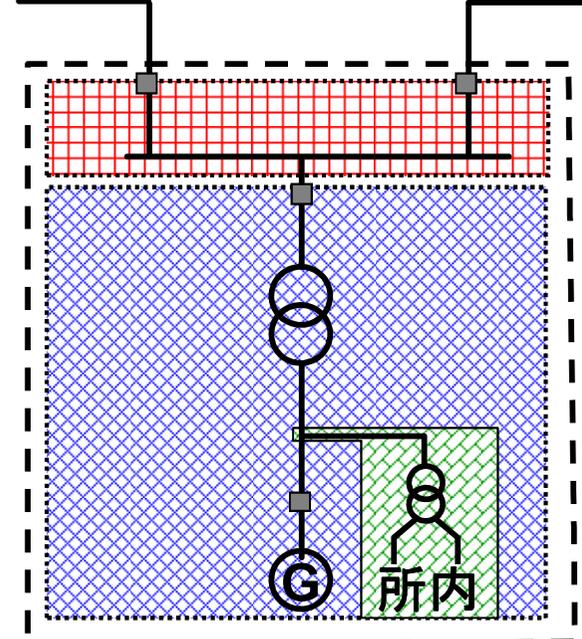
- 改正電気事業法において、一般送配電事業は「自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び発電量調整供給を行う事業」と定義されています。
- これを踏まえ、発電所にある送配電機能を有する設備については、発電の有無に関係なく、託送供給に必要な設備は送配電設備に区分することを料金原価上の資産区分整理の基本的な考え方としています。

（水力発電所の例）



※ 所内回路等、発電・送配電双方の用途で使用している共用設備については、建設費比で発電・送配電に按分しております。

発電
 共用
 送配電
 発電所

分類	送配電機能なし	直配設備を有する場合	送電線の引込がπ分岐の場合
基本構成			
水力 (58)	2 2 箇所	3 1 箇所	5 箇所
火力 (4)	1 箇所	該当なし	3 箇所

3. 資産仕分け結果

- 資産仕分けの結果、水力発電設備のうち4.1%、火力発電設備のうち2.1%を送配電設備として整理しました。
 （水力発電設備のうち、送電設備が0.1%、変電設備が4.0%、火力発電設備は全て変電設備に整理）

◆資産仕分け結果（26年度末帳簿価額）

（億円）

区 分	水力発電設備		火力発電設備	
	共用設備配分前	共用設備配分後	共用設備配分前	共用設備配分後
発電設備	614	626 (95.9%)	656	678 (97.9%)
送配電設備	23	27 (4.1%)	13	14 (2.1%)
送電設備※1	1	1 (0.1%)	—	—
変電設備	23	26 (4.0%)	13	14 (2.1%)
共用設備※2	15	—	22	—
合 計	653	653 (100%)	692	692 (100%)

※1 送配電設備として整理された設備の中に、変圧設備を含まない発電所については、送電設備に整理

※2 共用設備については、発電所ごとに発電設備と送配電設備の建設費比で按分

4. 発電原価から託送原価への費用振替結果

- 資産仕分け結果に基づき、水力発電費、火力発電費に整理された減価償却費、事業報酬のうち、それぞれ2億円ずつ送配電費に振り替えました。

◆費用の振替

(億円)

区 分	現行の水力発電設備にかかる費用			現行の火力発電設備にかかる費用		
	水力発電費	送電費	変電費	火力発電費	送電費	変電費
減価償却費	▲ 1.6	0.1	1.6	▲ 1.9	—	1.9
事業報酬	▲ 0.5	0.0	0.5	▲ 0.3	—	0.3
合計	▲ 2.2	0.1	2.1	▲ 2.2	—	2.2

※ 金額は全て3年平均

※ 事業報酬はレートベースに事業報酬率1.9%を乗じて算定

(参考) レートベースの振替額

(億円)

	水変分離			火変分離		
	水力発電設備	送電設備	変電設備	火力発電設備	送電設備	変電設備
電気事業固定資産	▲ 2.7	1	2.6	▲ 1.5	—	1.5
建設中の資産	▲ 1	0	1	▲ 2	—	2